

広島県告示第三百六十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定によつて、令和五年広島県告示第百八十七号で認可した広島圏都市計画下水道事業大竹公共下水道の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和七年三月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 施行者の名称

大竹市

二 都市計画事業の種類及び名称

広島圏都市計画下水道事業大竹公共下水道

三 事業施行期間

昭和三十六年二月十三日から令和十二年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

変更なし

使用の部分

変更なし